



子どもは学び育つ力を持ち
未来への可能性が開かれています
自分が好きですか：
あなたの夢はなんですか：

幕別町子どもの権利に関する条例

（前文）

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえない存在です。
子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。
子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、
自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。
子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。
子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。
すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、
このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立つとともに考え、
子どもの育ちを支えていく責任があります。
また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。
こうした考えのもと、
私たちは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、
子どもの最善の利益を考慮しながら
子どもの健やかな育ちを支援し、
未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

幕別町は、平成22年7月に「幕別町子どもの権利に関する条例」を施行しました。

この条例は、みなさん一人ひとりが、かけがえのない存在として幕別町に生まれ、育ち、大人へと成長していく間に、お父さんやお母さんだけでなく、みなさんの地域に住む大人達や保育所、幼稚園、そして小中学校の先生達も一緒になって、みなさんが幸せになるまちを創っていこうという理念を、町の法律ともいえる条例として定めたものです。

条例には、みなさんが大人から保障される権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「主体的に参加する権利」の4つを定めました。このパンフレットを読んで、考えて、あるいは友達やお父さん、お母さんと話し合っているだけで、自分自身のことだけではなく、周りの人達との関わりについても考えるきっかけとなれば、嬉しく思います。

夢を叶えるため、たゆまぬ努力を続けてきた幕別町出身の5人のオリンピック選手から、後輩のみなさんにメッセージをいただきました。先輩達は、自分らしく、主体的に参加して、豊かに育ってきたのではないのでしょうか。小さな時から自分の好きなことを一生懸命続け、ご両親や周りの人達に支えられながら、いまに至っています。

自分が好きですか。夢はなんですか。先輩達のメッセージがみなさんの夢を実現するヒントになればと思います。

私も未来を担うみなさんの笑顔があふれるまちづくりに全力で取り組みます！

平成28年12月

幕別町長 飯 田 晴 義

目 次

- 1 Work1 大人の基準ってあるのでしょうか？
- 2 Work2 「わたし」と「みんな」
- 4 子どもの権利って、どういう意味だろう？
- 6 幕別町で定めたあなたの“権利”
- 7 Work3 「権利」について考えてみよう
- 8 Work4 あなたの夢は何ですか？

WORK 1 大人の基準ってあるのでしょうか？

子どもから大人へ

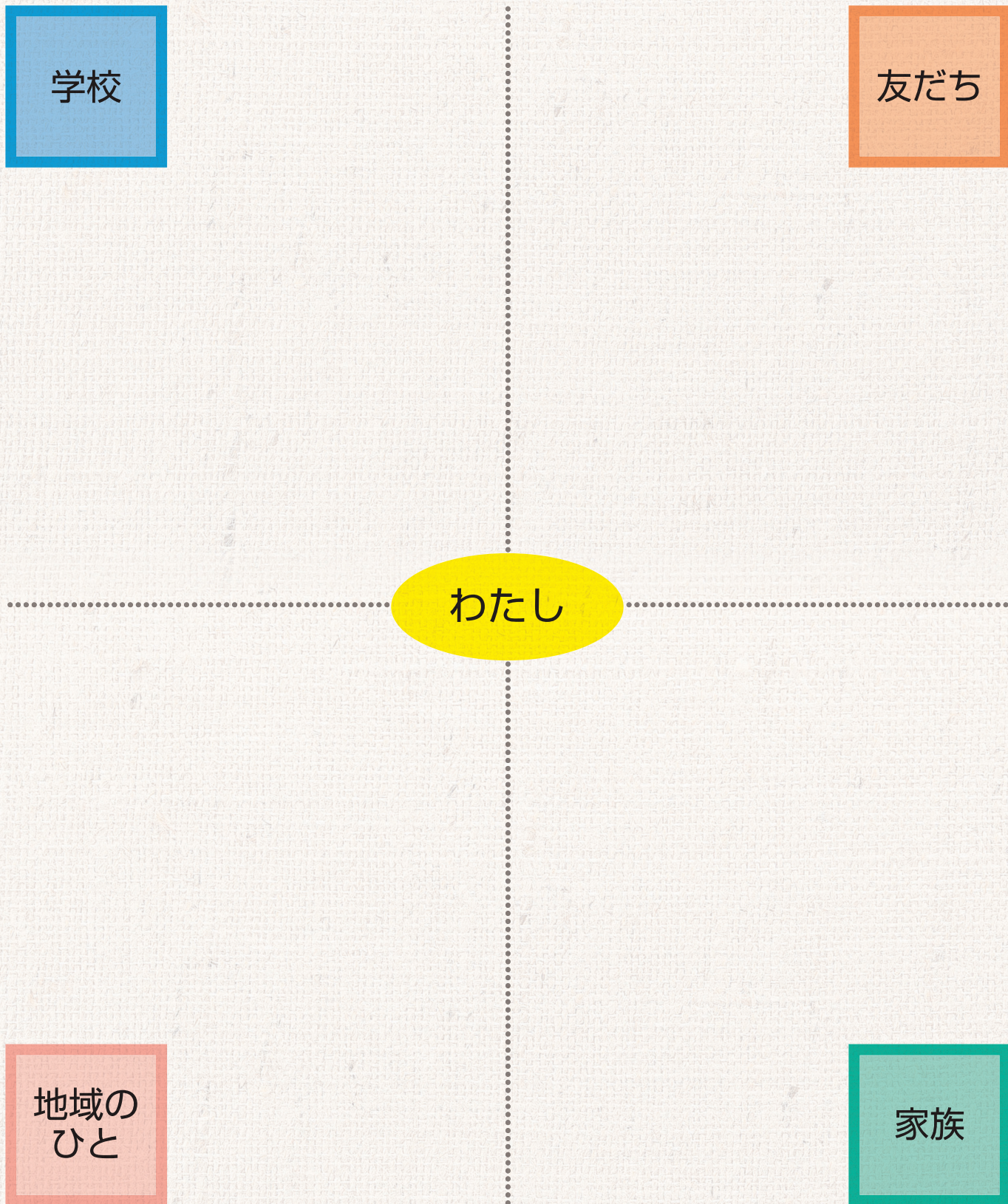
あなたはかけがえのない大切な存在として、
多くの人々から守られ、尊重されています。
ご両親や兄弟、親戚、学校の先生、地域の人々。
一度も会ったことのない大人たちにも、
あなたは守られています。
あなたは今、成長している真っ最中の「子ども」です。
しかし、そんなあなたも、いずれは中学校を卒業し、
高校や大学、専門学校に進学したり、
お店や企業に就職して働き始めたり、
結婚をして家庭を持ったり、
子どもを授かって育てたりすることになるでしょう。
自分で会社を作ったり、
世界で活躍する人もたくさんいるでしょう。
児童福祉法では
「児童(子ども)とは満18歳に満たない者をいい」
としていますし、
民法では「年齢二十歳をもって、成年とする」としています。
「大人」という表現がありますが、
「大人」とはどのような人のことを指すのでしょうか。
そして、あなたはどのような人を「大人」と
考えていますか？
子どもの権利を保障するのは、大人の責務です。
あなたはいつから「大人」になるのでしょうか？
日々、様々な経験を重ねながら、少しずつ、
子どもから大人になっていくのではないのでしょうか。
あなたが、どのように生きて、
どのような「大人」になっていきたいのかを、
今のうちからしっかりと考えながら
生きていくことが大切なのではないのでしょうか。

Q 「大人」とはどのような人を指すのでしょうか？

1 お父さん、お母さんと意見交換をしてみよう。

2 あなたが考える「大人」はどのような人でしょうか？

Q1 あなたの周りにいる人たちを書き出してみましょう。



Q2 あなたの周りにいる人たちとの関わりについて考えてみましょう。

あなたとの関係／その人の名前	あなたがしてもらっていること	あなたがしてあげられること
あなたとの関係：父 名前		
あなたとの関係：母 名前		
あなたとの関係：友だち 名前		
あなたとの関係：友だち 名前		
あなたとの関係：() 名前		
あなたとの関係：() 名前		
あなたとの関係：() 名前		
あなたとの関係：() 名前		
あなたとの関係：() 名前		
あなたとの関係：() 名前		

子どもの権利って、どういう意味だろう？

1. 生まれながらにして、 当たり前持っているもの。

見 子どもの権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)の“Rights”は本来「もっともだ」、「その通りだ」、「当然だ」、「誰もが認めること」の意です。「the Rights of the Child」は「子どもにとって当たり前」の欲求を社会的に認めていくこと」という意味であり、それが「子どもの権利」となります。

2. 「子ども」も「大人」も、 平等に“生きる権利”を持っている。

生 生きる権利は「子ども」も「大人」も平等に持っています。私たちは一人ひとり、名前も、容姿も、性格も、好きなものも、考え方も、違います。世界的な規模で見ると、人種や宗教、政治的な考え方、文化、習慣など、様々な違いを持っています。しかし、一人ひとりの命の大切さに差はありません。一人ひとりが“生きる権利”を持っています。

3. 「権利＝好き勝手にできる」 …ということではない。

子 どもの権利があるからといって、子どもは何でも好き勝手にしていいというわけではありません。子どもは、父母(保護者)に守られ、育てられている存在です。経済的にも自立していませんし、精神的にも未熟な部分があります。そのため、父母(保護者)には子どもの養育や発達に関しての責任があり、子どもの年齢や発達に応じた適切な指導、アドバイスをする責任があります。

4. 自分が尊重されるだけでなく、 他の人の権利も尊重する。

私 たちは、子どもも大人も、大勢の人々が集まった“社会”の中で生きています。一人ひとりが同じように“権利”を持っています。あなたの権利と同じように、あなたの周りの人達の権利も大切にされなければなりません。権利を主張するということは、自分の意見を押し通すことではなく、「お互いの権利を尊重し合う」ということなのです。

児童の権利に関する条約 ～4つの柱～

- 生きる権利** 子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。
- 育つ権利** 子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。
- 守られる権利** 子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。
- 参加する権利** 子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

(日本ユニセフ協会HPより)

日本国憲法

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

幕別町子どもの権利に関する条例

- 第4条 この章(条例)に定める権利は、子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければならない。
 - 2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

幕別町で定めたあなたの“権利”

1 安心して生きる権利

条例

第5条

子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

1. 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
2. かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
3. 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
4. あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
5. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと

あなたは、かけがえのない存在として命が守られ、愛情をもって育てられ、安全な環境のもとで安心して暮らすことができます。健康な生活が与えられ、重大な権利の侵害である、虐待やいじめから守られなければなりません。

命が大切にされ愛情を受けて育まれることは、心の豊かさ
さが満たされ、心身の健やかな成長につながります。

3 豊かに育つ権利

条例

第7条

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

1. 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
2. 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
3. 成長に必要な情報の提供が受けられること。
4. 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

あなたは、学んだり、遊んだりすることはもちろん、様々な自然、文化、芸術、スポーツに親しむとともに、年齢、発達に応じ、必要な情報を得ることが大切です。

あなたが自ら考え、判断する力を身につけ豊かに育っていくためには、自分に関係することを、自分の年齢や発達に応じて自分で決めることが大切ですが、大人から支援や助言などを受けることも必要です。

2 自分らしく生きる権利

条例

第6条

子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

1. かけがえのない自分を大切にすること。
2. 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
3. 自分の考えを持ち、表現することができること。
4. プライバシー及び名誉が守られること

あなたは、一人の人間として人格が尊重される存在です。
自分が思ったことや感じたことを、話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを
通して、自由に表現し、伝え合うことができます。

一人ひとりが個人として尊重され、自己肯定感を持ちながら生きていくことができます。

4 主体的に参加する権利

条例

第8条

子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

1. 自分の意見を表明する機会が与えられること。
2. 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
3. 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
4. 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

あなたが参加に必要な情報や支援を受け、自ら考え、意見を表明するためには、今の仲間に参加するだけでなく、新たに仲間をつくり、集まって企画することも必要です。

あなたがその中で役割を担い果たしていくことは、あなた自身が学び、責任感を養うことにつながります。

WORK 3 「権利」について考えてみよう

Q1 あなたが特に大切だと思う「権利」は、何ですか？

下の「4つの権利」の中から、特に大切、次に大切、大切な権利と考える番号を振り分けてみよう

① 特に大切な権利

② 次に大切な権利

3 大切な権利

安心して生きる権利

- ① 命が守られ安全な環境でくらせること
- ② 愛情及び理解をもって育まれること
- ③ 健康に配慮され、適切な医療が受けられること
- ④ 虐待、暴力及び犯罪から守られること
- ⑤ 差別及び不当な扱いを受けないこと

自分らしく生きる権利

- ⑥ かけがえのない自分を大切にすること
- ⑦ 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること
- ⑧ 自分の考えを持ち、表現することができること
- ⑨ プライバシー及び名誉が守られること

豊かに育つ権利

- ⑩ 学び、遊び、休憩しのびのびと育つこと
- ⑪ 様々な自然、文化、芸術、スポーツに親しむこと
- ⑫ 成長に必要な情報の提供が受けられること
- ⑬ 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること

主体的に参加する権利

- ⑭自分の意見を表明する機会が与えられること
- ⑮表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること
- ⑯参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること
- ⑰仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること

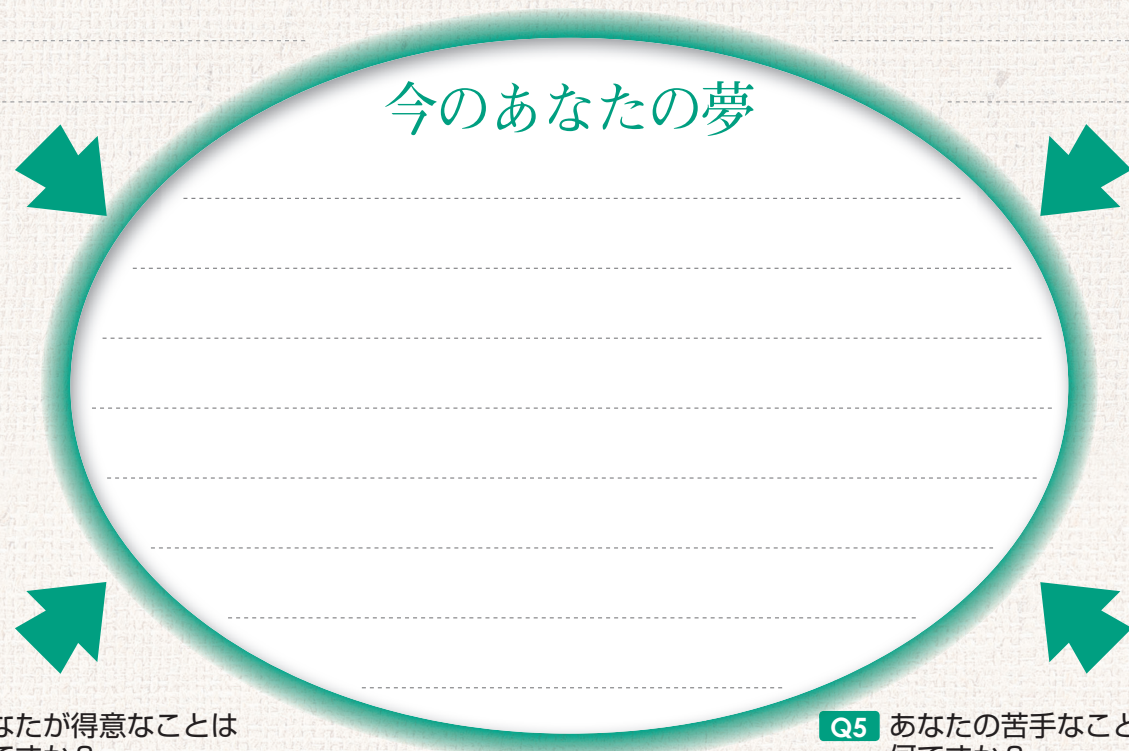
Q2 あなたが特に大切な権利を選んだ理由を書いてみよう

今のあなたの夢を書いてみよう

Q1 あなたの性格をひと言で表現すると？

Q2 あなたの好きなもの・ことは何ですか？

今のあなたの夢



Q3 あなたが得意なことは何ですか？

Q4 あなたが尊敬している人・目標としている人はいますか？

Q5 あなたの苦手なことは何ですか？

20年後のあなたを想像してみよう

Q1 どんな仕事をしていますか？
どんな職業に就いていますか？

Q2 どんな大人になっていますか？

20年後のあなた



気付いたこと、考えたこと、思ったことを書いてみよう。

自分が好きです。

2008年(北京)、2010年(バンクーバー) 2012年(ロンドン)、2014年(ソチ)、2016年(リオデジャネイロ) のオリンピック競技大会に出場し、幕別町民栄誉賞を受賞された5人の先輩から、後輩のみなさんへメッセージをいただきました。先輩たちはそれぞれの夢の実現に向けて練習の毎日です。

やまもと こうへい 山本 幸平さん

1985年8月20日
足寄町生まれ
幕別町立札内北小学校、
幕別町立札内東中学校、
北海道帯広農業高等学校、
国際自然環境アウトドア専門学校卒業
2008年 北京オリンピック
2012年 ロンドンオリンピック
2016年 リオデジャネイロオリンピック
男子MTBクロスカントリーに出場



You Can Do It, Oh Yes, I Can Do It. 「君はできる。そう、私はできるんだ!」

この言葉が、僕の心の中で生きています。夢である世界チャンピオンになる! 僕はやれるのだ! こんな所で立ち止まる訳には行かないのだ! と常に僕の行動の原動力となってくれている言葉。どんなことがあっても、僕は僕。僕がどう生きたいかなのだ。

ふくしま ちさと 福島 千里さん

1988年6月27日 幕別町南勢生まれ
幕別町立糠内小学校、幕別町立糠内中学校、
北海道帯広南商業高等学校、
北海道ハイテクノロジー専門学校卒業
2008年 北京オリンピック
陸上競技女子100m
2012年 ロンドンオリンピック
陸上競技女子100m、200m、400mリレー
2016年 リオデジャネイロオリンピック
陸上競技女子200mに出場



夢は叶う

みなさんの未来は明るいです。たくさんの方に挑戦してください。好きなことに夢中になってください。私は「夢は叶う」という言葉を信じています。そのための努力をすることは、つらくありません。私もみなさんの夢が叶うことを信じています。

たかぎ みほ 高木 美帆さん

1994年5月22日
幕別町札内北町生まれ
幕別町立札内北小学校、
幕別町立札内中学校、
北海道帯広南商業高等学校卒業
日本体育大学在学中
2010年 バンクーバーオリンピック
女子スピードスケート1000m、1500m、
チームパシュートに出場



応援される選手でありたい

私は常に「応援される選手でありたい」と思っています。競技生活だけでなく、生きていく上でもまわりの人の支えは必要。ただ、応援してもらうには信頼が大切です。信頼を得るためにも常に自分の行動に自覚と責任を持とうと心がけています。

たかぎ なな 高木 菜那さん

1992年7月2日
幕別町札内北町生まれ
幕別町立札内北小学校、
幕別町立札内中学校、
北海道帯広南商業高等学校卒業
2014年 ソチオリンピック
女子スピードスケート1500mに出場



自分を信じて

自分を信じるということは自分に自信があるから出来ることです。自信をつけるには、今までの努力が心の力となります。スタートラインに立つのは自分自身です。辛いことから逃げずに自分を信じて努力をすれば絶対に良い結果が出ると私は信じています。

くわい あの 桑井 亜乃さん

1989年10月2日
幕別町旭町生まれ
幕別町立幕別小学校、
幕別町立幕別中学校、
北海道帯広農業高等学校、
中京大学体育学部・体育科学科、
立正大学大学院社会福祉学専攻卒業
2016年 リオデジャネイロオリンピック
女子7人制ラグビーに出場



夢はたくさん持って

やりたいことがあればなんでも挑戦してみてください。何事にもチャレンジ・挑戦している人はカッコいい! 夢中になって夢や目標を追う、あきらめない気持ちが自分自身を強くしてくれます。やればできるという言葉が大好きです。

平成28年12月 発行／北海道幕別町 編集／幕別町住民福祉部こども課

〒089-0692 北海道幕別町本町130番地1 TEL (0155) 54-6621 <http://www.town.makubetsu.lg.jp/>

子どもサポーター

相談場所 子ども交流施設まっく・ざ・まっく
幕別町字千住179番地4 スマイルパーク内
相談日および相談時間 月～金曜 午前10時～午後4時
※不在の場合は、電話相談に応じます。
電話番号 勤務日 (0155) 56-7821 左記以外 (0155) 56-8141

スクールカウンセラー

相談場所 子ども交流施設まっく・ざ・まっく
相談日および相談時間 月・火・水・金曜 午後1時～午後4時
※不在の場合は、電話相談に応じます。
電話番号 (0155) 56-7821

子ども権利110番

相談場所 法務局
相談日および相談時間 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 (0120) 007-110

「幕別町子どもの権利に関する条例」や「児童の権利に関する条約」は、幕別町のホームページに掲載しています。
TOPページ⇒「子育て・教育」⇒子どもの権利